

改正育児・介護休業法等説明会

説明会終了後、個別相談会を開催します！

平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします。保育園等に入れられないなどによる離職防止を目的として、育児休業期間が最長2歳まで再延長できるようになるほか、子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などを知らせる努力義務が創設されるなどの改正があります。

本説明会では、改正法に対応した育児・介護休業規定の見直しなどのほか、総合的なハラスメント防止対策や、労働契約法に基づく有期契約労働者の無期転換ルールなど、事業主の皆さまにお取組みいただきたいことについて説明を行います。ぜひ、御参加ください。



【日時・会場】

地区	日時	時間	会場	定員
湖北	平成29年8月29日(火)	14時00分 ～16時00分	滋賀県立文化産業交流会館 第1会議室 (米原市下多良2丁目137)	120人
湖南	平成29年9月7日(木)	14時00分 ～16時00分	ライズヴィル都賀山 会議室 (守山市浮気町300-24)	150人

※ お申込み多数の場合、先着順となります。

【内容】

- 第一部：説明会
 - 改正育児・介護休業法の内容及び対応（規定整備）について
 - セクハラ、マタハラ、パワハラ防止措置について
 - 労働契約法（無期転換ルール、有期特措法）への対応について
- 第二部：個別相談会
説明会終了後、個別相談会を開催します。
(相談内容)
 - 育児・介護休業法関係について
 - 総合的ハラスメント対策について
 - 働き方改革について
 - 無期転換ルール、有期特措法等について
 - 両立支援等助成金、働き方改革をサポートする助成金について など

【対象】

事業主、人事労務担当者等

【申込方法】

裏面の参加申込書に必要事項を記入の上、FAX (077-527-3277)にてお申込みください。参加申込書が参加受講票となりますので、会場受付に御持参ください。

【問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室（電話：077-523-1190）

改正育児・介護休業法等説明会 参加申込書（兼受講票）

滋賀労働局雇用環境・均等室 行
(FAX : 077-527-3277)

事業主・団体名	
所在地	
電話番号	
参加者職氏名	
参加希望会場 (いずれかに ☑を付けて ください)	<input type="checkbox"/> 湖北会場 8月29日(火) 滋賀県立文化産業交流会館 <input type="checkbox"/> 湖南会場 9月7日(木) ライズヴィル都賀山

- ※ 説明会当日、本申込書（兼受講票）を御持参ください。
- ※ 定員超の場合のみ、個別に御連絡致します。
- ※ お知らせいただく個人情報、当説明会の管理運営以外の目的には使用しません。

○ 会場の御案内

【湖北会場】 滋賀県立文化産業交流会館
(JR米原駅西口より徒歩7分)



(無料駐車場があります)

【湖南会場】 ライズヴィル都賀山
(JR守山駅東口より徒歩2分)



(提携の有料駐車場がありますが、数に限りがあります)